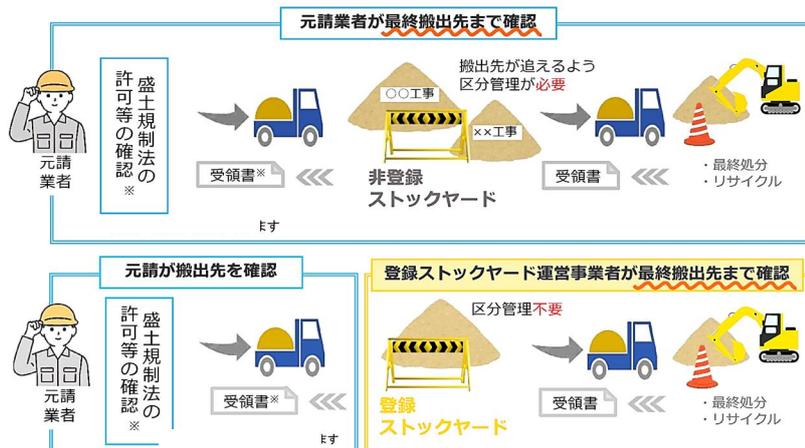




令和6年6月から
建設発生土の搬出先の確認が
最終搬出先まで義務づけられました

- 元請業者の義務ではありますが、建設発生土の適正な処理に向けて、建設発生土の搬出先や搬出状況について、受発注者間で情報を共有しましょう
- ストックヤード運営事業者登録制度への登録状況は、静岡県建設発生土処理施設一覧表に記載しています



土砂を搬出入する時は建設副産物情報交換システムへ入力を！

搬出土砂量	500m ³ 未満	500m ³ 以上
建設副産物情報交換システム (再生資源利用促進計画)	入力する	再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出する
土砂受領書	不要	搬出先の管理者に受領書の交付を求める

静岡県土木工事共通仕様書では「建設発生土を工事現場に搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムへ入力するものとする」としています。

土砂受領書の必要な工事規模は、資源有効利用促進法の省令改正に基づき土砂500m³以上です。お間違えのないよう！

今号のテーマは「先行盛土型ストックヤードと中継地型ストックヤードの違い」

昨年度、県内3箇所においてストックヤードモデル事業を実施し、①立地②施設整備③運営④コスト縮減について検証しました。今号では、モデル事業で整備したストックヤードについて説明します。

種類	先行盛土型ストックヤード (浜松)	中継地型ストックヤード (長泉、静岡)
イメージ	<p>搬入</p> <p>工事 → 現場付近に仮置き → ストックヤード → 搬出</p> <p>2～3年後に盛土材として利用</p>	<p>搬入</p> <p>工事 → 一時的に土砂等を仮置き他の工事へ搬出 → ストックヤード → 搬出</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・面整備や大規模事業等で2～3年後に着手予定の盛土工事に予め土を搬入 ・計画的な搬入が担保されれば搬出側工事、受入側工事ともに大きなメリットがある ・受入側の工事工程、進捗に影響される 	<ul style="list-style-type: none"> ・土の利用調整を目的に、一時的に仮置き ・搬入・搬出の自由度が高い ・多数の工事が土の搬出先、搬入先として活用する ・工事間の需給調整を行わなければ、搬入過多となる可能性がある
モデル事業でわかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・土量に応じたヤード面積の算出方法 ・関連する法令確認及び届出、協議の流れ ・騒音対策等、安全上の留意事項 ・新たに改正された資源有効利用促進法の省令に対応した作業手順や事務手続き方法 ・土質改良手法を伴う場合、民間事業者からの技術提案を求める手法 	<p>ストックヤード整備計画の詳細は次号！</p>

◆手軽に登録・情報検索
◆無料で使用可能!!
<https://ssm-system.jp/>

SSM 静岡県建設発生土マッチングシステム
Shizuoka Surplus Soil Matching System

